

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十八号

平成二十六年

十二月十六日

火曜日

目次

規則

○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表衛生薬務課の部三十の款90の項を同款95の項とし、同款89の項中「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同項を同款94の項とし、同款88の項中「指定薬物」を「指定薬物等」に、「89の項」を「94の項」に改め、同項を同款93の項とし、同款87の項を同款89の項とし、同項の次に次のように加える。

90	第七十六条の七の二第一項の規定による広告を行う者に対する広告の中止命令等		○		
91	第七十六条の七の二第二項の規定による指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止に違反した者に対する製造等の中止命令等		○		
92	第七十六条の七の二第三項の規定による特定電気通信役務提供者に対する送信を防止する措置の要請		○		

別表第二の四の表衛生薬務課の部三十の款86の項を同款88の項とし、同款85の項中「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同項を同款87の項とし、同款84の項中「指定薬物」を「指定薬物等」に改め、同項を同款86の項とし、同款中83の項を85の項とし、76の項から82の項までを二項ずつ繰り下げ、75の項の次に次のように加える。

76	第七十二条の五第一項の規定による承認前の医薬品等に係る違法広告を行う者に対する広告の中止命令等		○		
77	第七十二条の五第二項の規定による特定電気通信役務提供者に対する送信を防止する措置の要請		○		

附則

この規則は、平成二十六年十二月十七日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番